

和泉個審答申第 13 号

平成28年10月24日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

和泉市個人情報保護条例の一部改正について（答申）

平成28年9月7日付け和泉総第1122号で諮問のあったみだしの件について、下記のとおり答申します。

本答申を踏まえて和泉市個人情報保護条例の改正を行い、適正な個人情報の保護措置を講ずるよう求めます。

記

1 諮問の経緯

（1）条例改正の必要性

本市では、和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）を制定して以降、民間事業者を活用した指定管理者制度や事業の外部委託などを実施している。一方、公的機関に限らず民間事業者においても、個人情報が流出・流用される事件が頻発している。

クラウドシステム等のインターネット環境を用いた情報管理が一般的となっている現在において、万一、公的機関による個人情報の流出が起こった場合の社会的影響は計り知れないものがあり、このようなリスク回避のためにも必要な措置を講じることは社会的な要請として避けることはできず、個人情報の保護をよりいっそう徹底するという観点から保護条例に両罰規定を設ける旨の条例改正をする必要がある。

（2）本審査会からの要請

先の審査会において、和泉市の行政活動におけるクラウド化の進展に伴い、保護条例において「情報漏えいに対する法人への罰則の強化」について、早期の対応を求めていたところである。

2 審査会の意見

(1) 改正の方針について

保護条例のもと、法人がある事業を行うに際して保護条例違反の行為を行った場合、自然人のみに罰則が科せられ、その違反によって利益を得ている法人を罰しないのは、不合理であり、条例の実効性を確保できないと考える。また、両罰規定を設けることで、実際に個人情報を取り扱う個人だけでなく、法人組織にも個人情報保護の意識が高まることが期待できる。

当審査会としては、違反者自身を罰するほか、業務主体である法人又は個人事業主等の自然人に対しても罰則を科すことができるよう、次項記載のとおり条例を改正することについて、何ら異論はないものである。

(2) 改正項目について

① 両罰規定

保護条例第49条の次に次の1条を加えることとする。

第49条の2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条及び第52条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

② 両罰規定の追加に伴う改正

上記①により追加した両罰規定について、和泉市外において罪を犯した者に適用するため保護条例第51条中「前3条」を「前4条」と改めることとする。

第51条 前4条の規定は、和泉市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成28年 9 月 7 日	諮問書の受理
平成28年 9 月 7 日	審査会招集 ・事務局からの説明 ・質疑応答 ・継続審議
平成28年10月24日	実施機関への答申